

令和6年度第2回清川村子ども・子育て会議 会議録

日 時 令和6年10月29日（火）午後1時30分から

場 所 清川村保健福祉センターやまびこ館

2階 多目的集会室

【配布資料】

会議次第

委員名簿

会議条例

資料1 幼小中一貫校の進捗状況について

資料2 第3期清川村子ども・子育て支援事業計画骨子案について

資料3 「量の見込み」の算出に向けた概要説明及び清川村の「量の見込み」について

1 開 会

事務局：お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。会議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。（資料の確認）

次に本日の出席状況ですが、8名中8名の出席で、清川村子ども・子育て会議条例の規定による半数以上の出席要件を満たしておりますので、会議が成立しますことをご報告いたします。また本日はオブザーバーとして学校教育課長にも出席していただいております。それではただいまから、令和6年度第2回清川村子ども・子育て会議を開会いたします。

2 あいさつ

子育て健康福祉課長より挨拶。

3 議 題

(1) 清川村幼小中一貫校の進捗状況について（学校教育課より）

学校教育課長より幼小中一貫校について説明。（資料①を説明）

委 員 長：質問があればお願いします。

委 員：開校は令和11年のため、うちの娘が高1のときに開校予定です。ちょうど受験の時期に工事をやってると思いますが、学校の環境に不安があります。

保護者としては、中学校の新校舎に関わらない年齢となるし、他にも不安に感じる方もいると思うため、丁寧に説明していただけると助かります。

学校教育課長：他にも騒音を心配される意見がありました。例えば参考にさせていただいた松田町では、騒音の出る工事を夏休みに充てたりしていました。基本計画を策定するにあたり、契約している業者は松田町の一貫校に携わっており、実績のある業者です。東海大建築学部の教授の方もいらっしゃり、校舎の建築に関してアイデアをいただいています。総合的に踏まえた上で、騒音や工事期間の生徒の居場所について、追々ご相談させていただければと思います。

委員長：お話を伺っても具体的なことがよくわからず、いつぐらいになったらはっきり絵や図面等みんなが想像できるような形でわかるようになりますか。

学校教育課長：現在3案くらいを想定しています。仮校舎を作ろうとすると5～6千万かかってしまうので、極力予算のかからない方法を考えています。基本計画を今年度中に策定する予定で、幼小中一貫校整備検討委員会が地震や台風の影響で夏にできず、伸びてしまっていますが、できたら言葉だけでなく配置図などで視覚的にお示ししたいと思っています。

委員長：プールはどうなりますか。

学校教育課長：計画の中で作るかどうかを検討しますが、ほかの自治体では現在の流れとして学校にプールを作らず、民間のプールを利用するようなどころがあります。学校の都合や費用などを踏まえながら今後検討していきます。

委員：今のお話で3案くらい作ろうかということですが、疑問に思ったのは、住民に見せるときは1案になった状況で公開されるのでしょうか。

学校教育課長：基本的には検討委員会の中で3案をお示しし、ご議論いただこうかと思っています。

委員：保護者としては、3案を比べて議論できるのか、上の方で検討した結果を見せられるのかで、愛着というか、学校に対する考え方も異なると思います。

学校教育課長：保護者の皆さんはお子さまにベストなものを希望されると思いますが、土地の制限や予算的な制約もあるので、予算の範囲内でできる、そのなかでよりベストなものをお示しすることになるかと思います。ただし、判断するうえでは常に村の方のご意見を聞いたうえで判断することになるかと思います。なぜそうなったかの説明責任もあるため、「最善は尽くすがこのような形となる」といった形で説明をすることになるかもしれないです。

委員 長：少なからず、意見を言う場所があるということが大切だと思います。

学校教育課長：ある程度形を出していかないと意見も出しにくいと思いますので、意見が出しやすいような情報を出していくことに努めていきます。今までは抽象的なものが多かったので意見も出しづらかったと思いますが、令和 11 年度の開校を目指すとも発表したため、関係機関などと連携しながらご説明できるようにしていきたいと考えています。

委員 長：一貫校について、いつでもお話があれば教育委員会や学校に行って頂いて、相談にも乗ってくれると思いますので、そのようにしてもらえればいいかと思います。

事務局：それでは学校教育課長に置かれましては、この後、他の業務があるため、ここで退出させていただきます。

(2) 第 3 期清川村子ども・子育て支援事業計画骨子案について

事務局：それでは、第 3 期清川村子ども・子育て支援事業計画骨子案について説明します。(資料 2 を説明)

委員 長：質問があればお願いします。

委員：文句ではないが、文章的にこれってどういうことかというのが多く、読みづらいです。また、4 章～6 章に関して今回の会議で提示されると思い、参加したが違っていました。例えば、28 ページの計画の基本理念(案)のところで、4 行目の「安心して安心して」みたいな文章の間違いが割とあって、それをこの会議の場で、指摘することで時間ですっと話していいのかと思うくらいありました。

事務局：文字の誤植についてご指摘頂きありがとうございます。数が多く申し訳ありません。文字の誤植については、個別にご意見をいただければ修正していきたいと考えております。

委員長：具体的な内容ということで、議題(3)の内容となってしまうかもしれないですが、アンケート調査に基づいて反映した内容などはありますか。

事務局：骨子案では具体的な施策の内容については記載していません。次回の会議で素案を示す際に、細かい具体的な部分に関しては説明をさせて頂く予定です。事前に骨子案を配られてもわかりにくいところもあると思いますが、今回は計画書の構成について主に示しています。

委員：素案はいつ頃内容を確認できますか。

事務局：次回会議が12月上旬を予定しています。本日の会議を踏まえて事務局で内容を調整し、11月中旬以降に資料をお配りし、当日ご意見をもらうか、前もって意見を頂き、会議で回答するような形をできればと思っています。

(3)「量の見込み」の算出に向けた概要説明及び清川村の「量の見込み」について

事務局：「量の見込み」の算出に向けた概要説明及び清川村の「量の見込み」について説明します。(資料3について説明)

委員：もしわかったらでよいが、出生人数などの内訳について、村外から転入して来たご家庭かどうかなど、わかる範囲で知りたいのですが。

事務局：8月までに出生している方が5名、妊娠中の方が3名。妊婦の方で転入された方は、今年度はおひとりだけです。転入されて間もなく妊娠してということもいらっしゃるし、お一人目の時に転入されて、お二人目を妊娠されてという方もいらっしゃいます。地縁がなくて引っ越してきた人も半分くらいはいらっしゃいます。村のご出身の方の方が少ないかもしれません。

委員長：病児病後児保育やファミリーサポートセンターの事業では、村には施設がな

いため、見込みが0人だが、利用できるなら利用したいと皆さんが思っているのでしょうか。また、実際は保育園でも病児などを預かっていることもあるのではないのかなと考え、施設がないからといって0人と書いていいのか疑問に思うところはあります。

事務局：最初から村にはないから難しいと思われて、回答されている方もいらっしゃるかもしれません。それを踏まえるとニーズ量をどのように捉えるのか難しいところはありますが、見込み量に対する村の方策を計画には記載をする必要があります。例えば次期計画期間の5年間でどこまで村の方策ができるのかを考えたときに、村に施設がない事業を計画に記載していくことは、難しい判断になると思います。

委員長：建てたらいつでも対応できるように、体制づくりに向けて量を見込んでおく必要はあるのではないかと思います。

事務局：厚木市の保育園では、園に病児を預かる施設を併設しているところもあります。大和市だと病院に敷設した形でやっているところもあり、やり方としては色々ありますが、看護師を1名置かないと対応できないことになっています。

事務局：鎌倉市の例でお話しすると、鎌倉市では病院とは別に小児科のクリニックに病児などを預かるための場所として2か所設置されており、病院で診断したデータを基に事前に情報登録していただいたお子さんを、看護師と保育士で預かることになっています。

委員長：個人の判断ではなく、診断をしないと預けることができない仕組みになっているということですか？

事務局：回復期にはあるが登園まではできない不安定な状態の際に、何日も就労できないと保護者の負担が増えてしまうため、それを防ぐための制度です。鎌倉市で働いている方の話によると、利用者が0ということはほとんどなく、基本は利用者があるような状況ではありました。

委員：昔、近所の方が子どもの面倒をみてくれたりしたみたいに、簡単な仕組みも

あるのかなと思ったが、聞いている限りそんな簡単な問題ではなかったと思いました。

事務局:どちらかというところ今の山田委員のご意見はファミリーサポートセンター事業にあたるかと思えます。ただ、これも「村にない」という理由で利用希望の回答がされなかった可能性もあります。

委員:保護者としてはそういうのがあったらよいと思うが、ファミサポだと事前に面談・登録が必要だったりするのも少し面倒だったりする。また、病児保育に関しても、面倒みてくれるところまで村内で完結する仕組みを作ることにはできないのでしょうか。

事務局:看護師の雇用や、病後児を隔離する必要があることなど、体制づくりに向けて必要なことがあるため、今のところ仕組み作りは課題が多いです。

委員:保育所がだめなら幼稚園など、常に病児が出るわけではないので、そのような際には支援をできる素晴らしい村だと言うことができないのかと思います。私も引っ越してきたが、思ったより不便だったとか、色々な登録の際の手続きが煩わしかったりするところもあります。なんでもよいので、清川はこういうところが良いと友達に勧めたくなるような、なにかがないかなど。国では手続きが多いけど、村では簡単にしていますよ、みたいに。なんとかならないのかなど。

また、村内だと携わる人の数にも限界があるため、例えば基本目標を増やしたら何かを減らさないと続けられないのではないのかなと思っています。基本目標も3つくらいにコンパクトにしてもいいのかなと思いました。

委員:確かに読むべきところが多かく、言葉の違いにも気づけないくらいにしか読めなかったのかなと思いました。

委員:資料も読むのには時間がかかるため、メインはどこで、どのような意見をすれば、魅力ある子ども・子育て施策にできるのか、わかりにくいと思います。

委員:この場で意見を出すのが大事なのかなと思います。病児保育についても、どのような施設があれば子育てが充実するのかなという意見などを出し合って、

子育てが充実するということについて、これが欲しかったとなるようなものが届いてくと良いと思います。例えば、一貫校の中に病児保育の機能を入れるなど、うまく施設の中に複数の利用方法が兼ね合ったようにできること。まだ、これからきっと構想していける段階だと思うので、これから作る一貫校の中にそうした便利な施設ができるとよいな、などといえるのではないのでしょうか。子どもが少なくなっているため、先生の数も少なくなったり、そこに地域の力が入ったりできると良いのかなと。

委員長: 幼小一貫校に対する希望はぜひ伝えていけると良いと思う。言わないことには伝わらないため。村も計画を作っていくうえで、言ったことを少しでも反映していただけるといいかと思います。平田先生もおっしゃったように、皆で協力していければと思っています。

委員: 21 ページの「母子の健康等についての主な課題」3つ目、マタニティ教室や育児教室について、今は集団で実施しているということか。

事務局: 今は参加者数もそこまで多くないため、事業として日付を決めて実施するというよりも、対象の方の日付を調整して実施したりすることもあります。テーマごとに募集するというよりも、こちらでコーディネート・周知をして、来ていただく形をとっています。乳児期で保育園への通園を希望される方も多いため、個別の状況に合わせて対応できるようにしています。

委員: 保育園に預けている保護者の相談を受けたりすることはできているのでしょうか。

事務局: 健診は国の方でも、村でも細かく時期を設定して来ていただいています。

委員: ちなみに、そのような機会を利用するのは大体母子なのでしょうか。

事務局: ご両親の場合もあります。

委員: 「母子」というとお母さんのイメージがついてしまう。父親の参加もあるのか気になっていた。個別の支援と見ると、父親も一緒に子育てするというのにつながるのかと思って。父親も一緒に来るのが当たり前の時代であると思

うため、村の方でも声かけが一言でもあると嬉しいと思います。

事務局：保護者宛てに健診のご案内をしています。ただ、父親の就労実態もこちらでは把握しきれていないため、父親へのアプローチは、妊娠・出産の届けを出しているときに一緒に来られている際にはお声がけをして、しっかりと父親の役割についても説明できるようにしています。

委員：夫婦で行かなくてもいい、と思っている方も多いのかも？と思いました。

委員長：ほかの意見はありますか？

委員：29ページの基本目標3の「切れ目のない母子の健康づくりへの支援」についても、母親と子どもしか出てこない。例えば思春期と記載があるが、この時期であれば母親のみが関わるわけではないと思い、引っかかりました。これは思春期の子どもに、という意味合いなのでしょうか。

事務局：この「思春期」というのは、性教育のような意味合いもあると思います。思春期の子育てというよりも、健康の部分で。この計画は母子保健計画の内容も盛り込んでいかなければならず、そうした中での思春期の心の健康などを指しているのではないかと思います。

委員：それは子どもに対してなのか、親に対してなのか。

事務局：どちらも含まれていると思います。

委員：食育のことも、母親が主体になっている。朝ご飯をお父さんが作っている方も身近にいらっしゃるし、限定するのはどうかと思うのですが。すんなりと読めて行けず、良い書き方がないのかなと思いました。

委員：子育て家庭などとするなどはどうでしょうか。

事務局：前回の計画にもあるものですが、子ども・子育て支援関連事業で、母子の健康についての章があり、①母子健康手帳②相談の場・一時預かりの充実③食育の推進④思春期・保健対策の充実を設定しており、これらをすべて含めて

基本目標3にあたるような形の部分がありますが、ここには母子という言葉は出てきていないです。

委員：目標のところに「母子の健康づくり」と書かれると、母親しか該当しないのかと思われるので。

事務局：国は、妊娠期からの切れ目のない支援という言い方をするので、それを母子という言葉で拾っている(表している)と理解していただければと思います。

委員：今は「母子手帳」という名称ではないのですか？

事務局：今年から変えています。法律上は母子健康手帳という名称ですが、村は、「親子健康手帳」に変更しています。

委員：それが柔軟に変わっていたから、計画の表記も同じようにちょっと変えられたらすごい素敵だなと思いました。

委員：30 ページの基本目標4の次代の親の育成というのは、村が親を育成していくのかと思ったが、どのような意味なのでしょう。

事務局：国の表現であるため、固い言い方になっていますが、家庭教育に関する講演会の開催などを進めていくことを表しています。基本的には国の方針に沿って進めています。表現が難しいところもありますが、計画には載せなければならない部分もあります。

委員：基本的には国の考え方に沿って、ということですね。そうであれば、しっかりきました。内容を村としたときのイメージと違ったので。

事務局：本計画に対する国のガイドラインがあるため、基本的にはそれに沿う形で作成します。村独自の計画であれば、もう少し柔軟に村の実情に則して独自の記載ができると思います。

委員長：基本目標4の(4)も「家庭や地域の教育力の向上」となっていて、すごいことが書いてあるが。

事務局：実際の内容としては、表現の仕方が違ったりすることもあります。

委員：虐待防止の充実などがあると、そんなに虐待がたくさん起きているのかみたいにも思ってしまうんですが。

委員：自殺なんかも、そんなに起きている？とってしまったりします。

事務局：対策に対するアプローチとして、情報の周知などを実施していく内容になります。その入り口の言葉がこのような表現という認識です。

委員：私の家の前で思春期の子が夜まで話をしていることがあります。ここじゃなくて他の場所はないのかなと思いつつも、たぶん悩みがあって友達と喋っているのだろうけど。それ以外にも、夏休みの小学生がどこで遊んでよいかわからず、ずっと歩いていることなどもあって、行くところがないみたいに感じました。子ども・子育て計画というのは18歳までのイメージでしょうか？

事務局：子ども・子育て計画の内容は18歳まで、量の見込みは就学前までが対象です。

委員：18歳までの子どもを村で大事に育て、良い村だと思ってもらうためには、「いつでもあそこに行けば」みたいな場所を作ることも必要なのでは。これは思春期だけに限らない話だとも思うし、さっき平田先生がおっしゃっていたように、新しい建物作るならそのような場所が併せてできればと思います。

委員長：せせらぎ館を作るときに、お茶を飲める場所が欲しいといったような話があったが、作ってみると理想のようにはいかなかったり。せせらぎ館は10時まで空いてるのでしょうか？

事務局：予約をすれば10時まで使用できますが、自由開放はしていない。管理人は6時まで勤務しています。

委員：子どもたちが夜遅くまで外で話をしていたりするから。

事務局：思春期に多いかもしれませんが、親には聞かれたくない内容の話であったりもしますよね。

委員：部活とかやっていると明るい時間は難しかりもするかもしれない。

事務局：ひとつの場所として、道の駅の2階の休憩室は24時間やってはいますが子どもが使用する時間はあまり遅いのは危ないですね。

委員長：こういう風に雑談みたいな感じで話できるのが良いと思います。

委員：子どもが夜、外で話しているということがあるんだとびっくりしましたが、大人が知っていれば、なにかあったときに大人が感じて助けられるのかなとは思いました。

委員長：私も家の前がバス停で、若い女性が携帯見てるから、乗り過ごしたのかな？と思って声をかけてみたら、ゲームやってるだけだったことがあります。

委員：うちの娘も休みの日に小学校に行って、入れないからすぐに帰ってくるかと思ったが、帰ってこなかったため見に行ったら近所の人に見てもらってあったりしました。

委員長：他にも何か意見あったら、いつでも事務局に伝えてもらって構わないと思いますので、次に進めてもよろしいですか。

(4) その他

事務局：次回会議は12月2日か3日の午後を考えているが、今日時点で都合が悪い方いれば、教えていただければと思います。

事務局：では12月2日（月）13：30でお願いいたします。場所はまた別途通知を送付いたします。素案も事前配布し、先に意見周知の紙を配布するなど検討しまして、別途対応させて頂く予定です。パブリックコメントを次回会議後、1月に後実施するため、パブリックコメントの終了までは計画の修正などは可能となります。

委員 長：それでは本日の議題はすべて終了しましたので、進行を事務局に戻します。
ご協力ありがとうございました。

5. 閉 会

事 務 局：それでは以上を持ちまして会議を終了いたします。

報酬の請求書をお送りしている方はこの後提出願います。本日はお忙しい中ありがとうございました。